

東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則

(平成16年7月20日総長選考会議承認)

改正：H20.1.22、20.6.17、21.4.14、22.9.21、26.7.8、27.3.13、R2.4.28、R4.3.16

1. 東京大学総長選考・監察会議内規（以下「内規」という。）第9条の代議員会の構成について

(1) 代議員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者から選出された代議員 別表1に定める区分ごとに各4人(ただし、投票資格を有する者が10人に満たない場合は、2人とする。)

イ. 第4項に定める意向投票の投票資格を有する者以外の本学常勤の教職員から選出された代議員 別表2に定める区分ごとに各1人

(2) 前号ア. の代議員は、別表1の組織区分ごとに当該組織専属の者から選出するものとする(学部の場合を除く)。ただし、別表1の「全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館」の区分で選出される者の中に、各全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出した全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者(第4項に定める意向投票の投票資格を有する者に限る。)1名を含めることができる。

(3) 第1号イ. の規定に関しては、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程又は東京大学再雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける教職員は同号にいう常勤の教職員に含まれる。また、公共政策学連携研究部の教職員は、公共政策学連携研究部、法学政治学研究科及び経済学研究科の了解のもと法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかの区分に属するとみなし、教育学部附属中等教育学校の教職員は、教育学研究科の区分に属するものとみなして、それぞれ取り扱う。

(4) 第1号イ. にいう本部事務組織の代表者は、部長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(5) 第1号イ. にいう全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者は、各全学センター、及び学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる各研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の互選によって選出し、議長に報告するものとする。

(6) 別表2の区分に掲げられた部局(「総合文化研究科及び数理科学研究科」及び「柏地区に所在する事務組織」を除く)の内、複数の部局の事務を共同して行う事務組織を置く部局に属する事務系職員の取扱いについては、専ら特定の部局の事務を担当する者は当該特定部局の区分に属するものとみなし、それ以外の者は当該事務組織が担当する部局中投票資格者たる教員を除く職員数が最大の部局に属するものとみなして取り扱う。

(7) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者以外

の者は、第1号イ.の教職員に含めない。

(8) 別表1又は2の区分に該当しない者がいる場合は、議長がその区分を定める。

2. 内規第9条の第1次候補者を定める方法について

(1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、期日を定めて代議員会を招集し、第1次候補者を推薦させる。

(2) 大学院各研究科、情報学環及び各附置研究所の長、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館の長の代表者、柏地区事務機構長、本部事務組織の代表者並びに附属図書館長は、内規第8条の公示があったときは、前項に定める代議員を、代議員会招集の日の前々日までに、選考・監察会議に報告しなければならない。

(3) 代議員会の議長は、選考・監察会議の議長又はその代行者をもってこれに充てる。

(4) 代議員会は、次の方法によって第1次候補者を定める。

ア. 各代議員は、候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する。

イ. 代議員会の議長は、得票者の氏名を50音順にその席上において発表する。

ウ. 各出席代議員は、イ.の得票者の中から3人以内を連記で投票する。

エ. ウ.の投票において得票多数の者10人を限度として第1次候補者とする。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、10人を超えてその者を第1次候補者に加える。

オ. 代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。

(5) 前号の場合における投票は、すべて無記名とする。

(6) 投票の開票にあたり、立会人2人を置き、議長が指名する。

(7) 被投票者が特定されない同姓同名の投票については、次の順で取り扱う。

ア. 学内者と学外者が同姓同名の場合

学内者に対する投票として取り扱う。

イ. 学内者に同姓同名がある場合

①役員 ②教授（名誉教授を含む） ③准教授 ④その他の順による投票として取り扱う。ただし、その取り扱いにおいて、職名を同じくする同姓同名者が複数いる場合には、その投票数を同姓同名者の人数で割った数を各人についての投票とする。

(8) 代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考・監察会議に通知する。

3. 内規第9条及び第10条による第1次総長候補者について

(1) 選考・監察会議委員が第1次総長候補者として定められたときは、予め選考・監察会議が定めた期日までに第1次総長候補者に選出されることを辞退した場合を除き、委員を辞職するものとする。

(2) 前号による後任（補欠）の委員については、選考・監察会議から経営協議会及び教育研究評議会に対して、それぞれ選出を求めるものとする。

(3) 選考・監察会議は、第1次総長候補者に選出された者全員から所定の様式に基づいた総長候補者資料の提出を求める。

4. 内規第13条の意向投票の投票資格について

- (1) 投票資格を有する者は、東京大学基本組織規則第9条第2項に規定する教員であって選考開始の公示の日の属する月の初日に現に常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師である者とする。
- (2) 選考開始の公示の日の属する月の初日に投票資格を有していた者が、投票の日までに前項に定める者でなくなった場合は、投票資格を失う。
- (3) 選考開始の公示の日の属する月の初日に休職中又は出向中の者は、投票資格を有する者に含まれない。
- (4) 国立大学法人東京大学の役員のうち教授会構成員である教授を兼ねている者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (5) 教授（特例）ポストの教授は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (6) クロス・アポイントメント制度、学内クロス・アポイントメント制度及びスプリット・アポイントメント制度を適用される教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師は、第1号にいう常勤の教授、准教授又は教授会構成員である常勤の講師に含まれる。
- (7) 東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程の適用を受ける卓越教授、特命教授及び特別教授のうち、教授会構成員である者は、第1号にいう常勤の教授に含まれる。
- (8) 全学センター、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の運営委員会並びに国際高等研究所に置かれる研究機構の研究機構運営委員会は、第1号にいう教授会とみなす。

5. 内規第13条の意向投票の方法について

- (1) 前項に定める投票資格を有する者による意向投票は、指定の期日に指定の投票所において、単記無記名投票により行う。
- (2) 有効投票の過半数を得た者がいないときは、繰り返し前号の投票を行う。
- (3) 投票3回に及んでなお有効投票の過半数を得た者がいないときは、3回目の投票において得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について1回に限り投票を行う。
- (4) 議長は、教育研究部局、全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設及び全国共同利用施設（以下「部局」という。）の長に対し、当該部局の投票資格を有する者の名簿を作成し、投票期日及び総長予定者の候補者の氏名を投票資格を有する者に対し告示し、又は通知する等の投票に関する事務を分担執行するよう協力を求める。
- (5) 全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館所属の投票資格を有する者の投票は、別表3の部局（投票場）において行う。
- (6) 東京大学基本組織規則第13条に基づく室所属の投票資格を有する者の投票は、議長の定める部局（投票場）において行う。
- (7) 投票当日の選考・監察会議開催（開票）の場所と時刻は、議長が各部局長に通知する。
- (8) 第1号から第3号に定める投票の際は、各人の得票数を投票の都度発表する。
- (9) 第2号にいう「有効投票」には、白票、無効票及び不明票は含まれない。

6. 内規第14条第2項による総長予定者の決定は、選考・監察会議が他の第2次総長候補者のうちから行う。その際、選考・監察会議は、必要に応じて内規第13条の規定により再度意向投票を行うことができる。
7. 前項の規定にかかわらず、選考・監察会議が前項の方法により総長予定者を決定することができないと判断する場合は、内規第8条から第14条までの規定で定める手続きに基づき再度選考を行う。
8. 前2項の規定は、内規第14条第2項の規定に該当する場合以外の事情により、決定された総長予定者が総長に就任することが不可能となった場合についても、適用する。
9. 内規第15条第1項第1号に該当すると認められる場合、選考・監察会議は経営協議会もしくは教育研究評議会に意見を求めることができる。
10. 内規第16条による意見陳述は、選考・監察会議が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「陳述書」という。）を提出してするものとする。なお、選考・監察会議は、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を付与する場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、総長に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。
 - (1) 予定される申出の内容並びに根拠となる法令及び規則の条項
 - (2) 申出の原因となる事実
 - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

別表 1

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
数理科学研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
法学部
医学部
工学部
文学部
理学部
農学部
経済学部
教養学部
教育学部
薬学部
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所 に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用 施設及び文書館

- (1) 学部からの選出にあたっては、当該学部の教授会が選出する。
- (2) 公共政策学連携研究部専属の教員であって、投票資格を有する者については、公共政策学連携研究部教授会の定めるところにより、法学政治学研究科又は経済学研究科のいずれかに属するとみなして取り扱う。

別表 2

区 分
人文社会系研究科
教育学研究科
法学政治学研究科
経済学研究科
総合文化研究科及び数理科学研究科
理学系研究科
工学系研究科
農学生命科学研究科
医学系研究科
薬学系研究科
新領域創成科学研究科
情報理工学系研究科
情報学環
医学部附属病院
医科学研究所
地震研究所
東洋文化研究所
社会科学研究所
生産技術研究所
史料編纂所
定量生命科学研究所
宇宙線研究所
物性研究所
大気海洋研究所
先端科学技術研究センター
柏地区に所在する事務組織
本部
附属図書館
全学センター、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設及び文書館

「柏地区に所在する事務組織」とは、柏地区事務機構長、新領域創成科学研究科事務部、宇宙線研究所事務部、物性研究所事務部、大気海洋研究所事務部、カブリ数物連携宇宙研究機構事務部、柏地区研究センター支援室及び柏地区共通事務センターをいう。

別表 3

所 属	投票を行う部局
生物生産工学研究センター	農学生命科学研究科
アジア生物資源環境研究センター	農学生命科学研究科
大学総合教育研究センター	教育学研究科
相談支援研究開発センター	本部
アイソトープ総合センター	理学系研究科
高大接続研究開発センター	本部
カブリ数物連携宇宙研究機構	宇宙線研究所
ニューロインテリジェンス国際研究機構	医学系研究科
未来ビジョン研究センター	法学政治学研究科
低温科学研究センター	理学系研究科
総合研究博物館	理学系研究科
環境安全研究センター	理学系研究科
情報基盤センター	理学系研究科
素粒子物理国際研究センター	理学系研究科
空間情報科学研究センター	新領域創成科学研究科又は物性研究所
文書館	本部